

改正後	改正前
<p>埼玉県職員定数条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第二条 次に掲げる機関の事務を補助する職員の定数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 議会 六十六人</p> <p>二 知事 七千二百五十三人</p> <p>三 選挙管理委員会 六人</p> <p>四 人事委員会 三十一人</p> <p>五 労働委員会 十三人</p> <p>六 収用委員会 三人</p> <p>七 監査委員 三十人</p> <p>八 公営企業管理者 四百三十九人</p> <p>九 下水道事業管理者 <u>百三十三人</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第三条 (略)</p>	<p>埼玉県職員定数条例</p> <p>第一条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第二条 次に掲げる機関の事務を補助する職員の定数は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 議会 六十六人</p> <p>二 知事 七千二百五十三人</p> <p>三 選挙管理委員会 六人</p> <p>四 人事委員会 三十一人</p> <p>五 労働委員会 十三人</p> <p>六 収用委員会 三人</p> <p>七 監査委員 三十人</p> <p>八 公営企業管理者 四百三十九人</p> <p>九 下水道事業管理者 <u>百二十一人</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第三条 (略)</p>